

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第109号

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項<u>及び第32条の11第1項</u>を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者</p> <p>(4)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年1月30日から施行する。